

関係私立学校設置者 様

静岡県文化・観光部長

平成 28 年度以後の監査事項の指定等について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により、静岡県知事を所轄庁とする学校法人が同条第 2 項の規定により静岡県知事に届け出る平成 28 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項が平成 29 年静岡県公告第 243 号をもって別添のとおり指定されたので通知します。

つきましては、会計処理及び計算書類の作成、提出等につきましては、公認会計士等の監査対象法人であるか否かを問わず、下記の事項を十分御留意の上、遺漏のないよう取り計らい願います。

記

1 監査対象法人等について

私立学校振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人（同法第 4 条又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。）で静岡県知事の所轄に属するものは、同条第 2 項の規定に基づき、毎年度計算書類及び収支予算書を静岡県知事に届け出ること。

また、同条第 3 項の規定に基づき計算書類には、静岡県知事の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書を添付すること。

なお、同条第 3 項ただし書きの規定により、静岡県知事が監査報告書の添付を免除することができるのは、1 会計年度に 1 学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円未満である場合とすること。この場合、当該学校法人は当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに監査報告書の添付免除許可申請書（別紙様式）を提出し、知事の許可を受けなければならないものとする。

2 監査事項の内容について

平成 28 年静岡県告示第 243 号により指定された平成 28 年度以後の監査事項の具体的内容は、次のとおりであること。

(1) 資金収支計算書について

ア 資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下同じ。）の定めるところに従って行われているかどうか。

イ 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されている

かどうか。

- (イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。
- (イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。
- (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
- (エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
- (オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

ウ 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

エ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。

(注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

(2) 事業活動収支計算書について

ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

- (ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。
- (イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。
- (ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 上記アの具体的内容のうち特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。
- (イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
- (ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。
- (エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

ウ 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

エ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。

(注) 事業活動収支内訳表については、所轄庁に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されていること。

(3) 貸借対照表について

ア すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(ア) 資産の評価は、妥当であるかどうか。

(イ) 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

イ 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

ウ 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

エ 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

オ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条及び第 36 条に従っているかどうか。

(4) 収益事業に係る計算書類について

ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士等が貴法人と、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については公認会計士法施行令第 7 条又は第 15 条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

なお、本件通知文は必ず、当該公認会計士等に提示すること。

4 計算書類等の届出について

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定に基づく計算書類及び収支予算書の静岡県知事への届出については、次のことに留意されたい。

(1) 届出期日について

計算書類の届出期日については、毎年度当該年度の翌年度の 6 月 30 日までとし、収支予算書については、毎年度当該年度の 6 月 30 日までとする。したがって、当該年度の収支予算書と前年度の計算書類は、同時に届け出ること。

なお、収支予算書を届け出た後に、同予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

(2) 届出方法等について

ア 計算書類の用紙は、日本工業規格 A 4 判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

イ 計算書類は、学校法人会計基準の第 1 号様式から第 10 号様式（省略できるものを除く。）の順序として（収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第 10 号様式の後に追加して）公認会計士等の監査報告書（自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）の後にとじ込み、袋とじとすること。また、袋とじの部分には、公認会計士等と学校法人の代表者（理事長等）の割り印を必要とすること。

なお、収支予算書は計算書類とは別につづること。

ウ 計算書類等の届出の際には、学校法人名及び代表者名（理事長名等）を記入し、職印を押印した静岡県知事あての送付状を添付すること。

なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成の直接責任者等（事務長等）の氏名並びに決算及び予算の学校法人理事会等における議決（承認）年月日を付記すること。

(3) 届出については、別に指示することがあるので、その場合はそれに従うこと。

5 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第 2 項の規定により知事に届け出る昭和 51 年度及び昭和 52 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を指定する件の廃止について

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第 2 項の規定により知事に届け出る昭和 51 年度及び昭和 52 年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を指定する件（昭和 51 年静岡県告示第 946 号）は平成 27 年度の監査報告書への適用をもって廃止すること。

6 その他

私立学校振興助成法第14条の規定に基づく財務に関する書類の提出期限等は本通知により取り扱うこととし、「私立学校振興助成法第14条の規定に基づく財務に関する書類の提出期限等について（昭和51年11月30日付け学文第447号総務部長通知）」は廃止すること。

担当	小中高専修班	054-221-2065
	幼稚園班	054-221-3346

(別紙様式)

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

印

監査報告書の添付免除許可申請書

私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士等の監査報告書の添付について、同項ただし書の規定による監査免除の許可を受けたいので申請します。

許可申請の理由

年度の私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付額が1,000万円に満たないため。